

議案第32号

つくば市教育委員会の事務局の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年2月24日

つくば市長 市原 健一

つくば市教育委員会の事務局の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(つくば市学区審議会条例の一部改正)

第1条 つくば市学区審議会条例(平成元年つくば市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会事務局」を「教育局」に改める。

(つくば市障害児就学指導委員会条例の一部改正)

第2条 つくば市障害児就学指導委員会条例(平成元年つくば市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会事務局」を「教育局」に改める。

(つくば市立学校給食センター条例の一部改正)

第3条 つくば市立学校給食センター条例(平成3年つくば市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第10条中「教育委員会事務局」を「教育局」に改める。

(つくば市奨学生選考委員会条例の一部改正)

第4条 つくば市奨学生選考委員会条例(平成3年つくば市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会事務局」を「教育局」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。